

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都民情報ルームの休室……………一
- ………（生活文化局広報広聴部都民の声課）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 種苗生産事業者の登録の変更……………一
- ………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 都道の供用開始……………一
- ………（建設局道路管理部路政課）…
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………一
- ………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 規 則（教）……………三
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………三
- 公 告……………三
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………三
- ………（生活文化局都民生活管理部法人課）…
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………四
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………四
- ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

## 告示

- 令和二年度技能検定の前期実施……………一
- ………（産業労働局雇用就業部能力開発課）…
- 令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施……………一
- ………（同）…

### ●東京都告示第二百二十四号

都民情報ルーム運営要綱（平成三年四月一日付三情都七第一号）第一 三（一）カの規定により、都民情報ルームを次のように休室する。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 期日 令和二年三月十八日、同月十九日及び同月二十三日から同月二十五日まで
- 二 理由 東京都庁第一本庁舎改修工事に伴う移転関連業務及び刊行物の特別整理のため

### ●東京都告示第二百二十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき浜松町一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 浜松町一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年七月十一日から令和二年三月三十一日まで

で

### 三 施行地区

港区浜松町一丁目地内

### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区浜松町一丁目三番一号

平成二十四年七月十一日

### 五 変更の内容

事業施行期間を令和二年九月三十日まで延長する。

### 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年三月二日

### ●東京都告示第二百二十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づく届出があったので、次のとおり種苗生産事業者の登録を変更した。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

登録番号	変更事項	変更前	変更後
第六十三号	事業所の名称	住友林業株式会社	住友林業株式会社
	及び所在地	会社 わたらせ樹木育苗センター	会社 千代田区大手町一丁目三番二号
		群馬県みどり市東町萩原四	町一丁目三番百八十三番

### ●東京都告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。その関係図面は、令和二年三月二日から起算して二週間

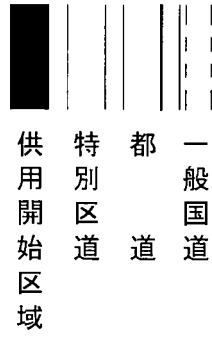
別図

都道二五五号線供用開始略図  
千代田区永田町二丁目地内

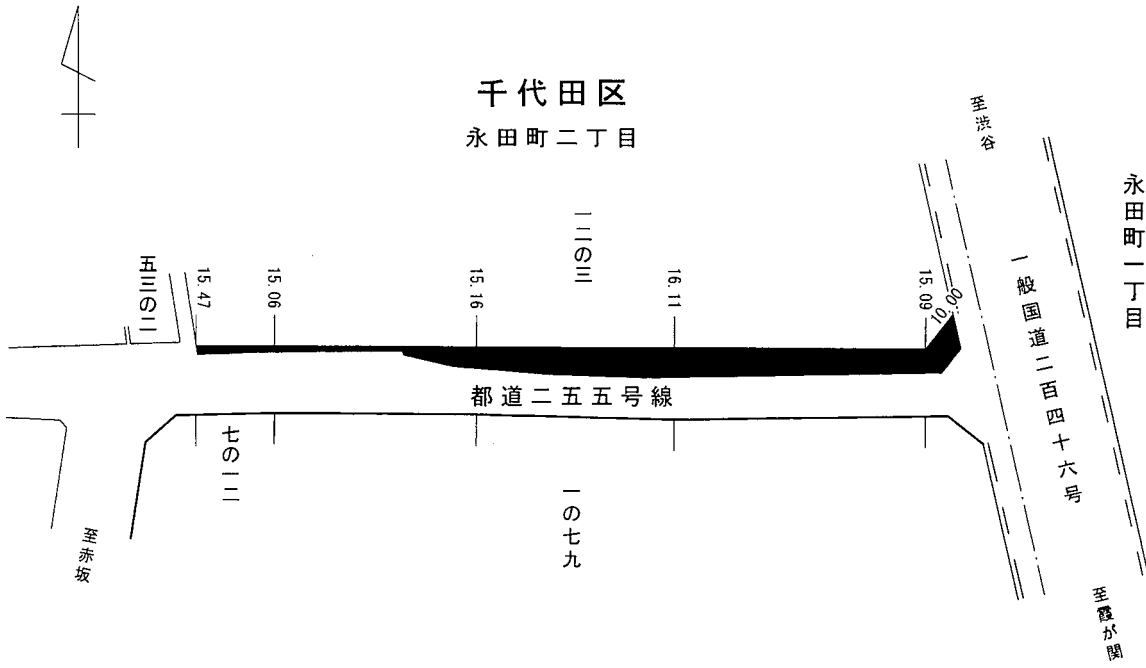
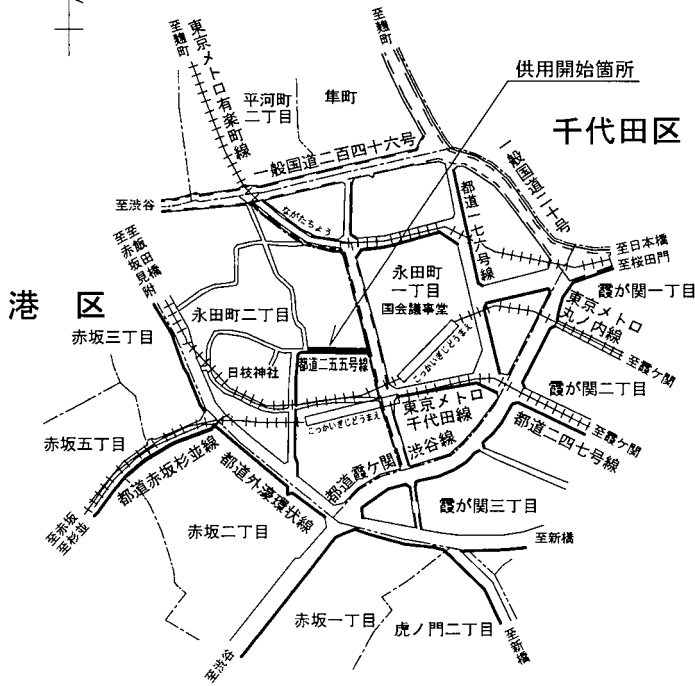
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和二年三月二日  
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 二五五号
- 二 供用開始の区間 千代田区永田町二丁目十二番三地先
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和二年三月二日



延長 一七二・五五メートル  
面積 七九八・六二平方メートル



●東京都告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年三月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

二五五号

二 占用を制限する区間

千代田区永田町二丁目十二番三地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和二年三月三日

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二の部(□)の款新島（本村第四）住宅の項の次に次のように加える。

新島（本村第五）住宅 新島村本村六丁目七番一号

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ビーブルズ・ホープ・ジャパン

代表者の氏名

小田 晉吾

三 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市中町二丁目九番三十二号

四 更新された認定の有効期間

令和元年九月三十日から令和六年九月二十九日まで

一 名称

特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議

代表者の氏名

青柳 正規

三 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号 四階

四 更新された認定の有効期間

令和元年七月二十五日から令和六年七月二十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人難民支援協会

代表者の氏名

伊藤 えり（石川 えり）、中村 義幸、藤本 俊明

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区西神田二丁目五番二号

四 更新された認定の有効期間

令和元年十二月十八日から令和六年十二月十七日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本都市計画家協会

二 代表者の氏名

小林 英嗣

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町二丁目十番地 香取ビルア

ネックス二階

四 その他の事務所の所在地

北海道札幌市中央区大通東二丁目三番地一 第三十六

桂和ビル七階

五 更新された認定の有効期間

令和元年十月三日から令和六年十月二日まで

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八  
条第一項の規定によりJR小岩駅北口地区市街地再開発組  
合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつた  
ので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

田中 茂

二 住所

江戸川区南小岩六丁目十一番十号アメニティ・タナカ

六〇一

令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験  
の実施について

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規  
定に基づき、令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験

を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五条の六第一  
項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及  
センターに行わせる。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

令和二年七月五日（日曜日）

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

イ 木造建築士

令和二年七月十二日（日曜日）

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和二年九月十三日（日曜日）

午前十時四十五分から午後四時まで

イ 木造建築士

令和二年十月十一日（日曜日）

午前十時四十五分から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

立教大学 豊島区西池袋三丁目三十四番一号

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

イ 木造建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

学習院大学 豊島区目白一丁目五番一号

東京電機大学 足立区千住旭町五番

イ 木造建築士

中央大学 文京区春日一丁目十三番二十七号

三 受験申込手続

(一) 郵送による受験申込み

ア 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水曜日）から同月三十一

日（火曜日）まで

イ 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に

必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号 一〇二一〇〇九四

千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(二) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込受付期間及び受付時間

令和二年四月九日（木曜日）から同月十三日（月

曜日）まで

午前十時から午後五時まで

イ 受験申込受付場所

一般社団法人東京建築士会 中央区日本橋富沢町

十一番一号 富沢町一一一ビル五階

ウ 受験申込方法

受験申込書をイの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

(三) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

令和二年四月十三日(月曜日)から同月二十日(月曜日)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaiec.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

四 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成三十年若しくは令和元年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書又は平成三十年若しくは令和元年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で令和二年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として令和二年六月十二日(金曜日)(予定)

定)に受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

令和二年十二月三日(木曜日)(予定)

なお、「学科の試験」については、二級建築士を令和二年八月二十五日(火曜日)(予定)に、木造建築士を同年九月八日(火曜日)(予定)に発表する。

七 合格の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

八 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部等に掲示する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、令和二年六月十日(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaiec.or.jp/>) において公表する。

(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年三月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年三月二日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名

光が丘IMA

二 店舗所在地

練馬区光が丘五丁目一番一号

三 設置者名

株式会社新都市ライフホールディングス

四 設置者住所

新宿区西新宿六丁目八番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

合同会社西友ほか六十七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

合同会社西友ほか六十三名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友ほか七名

八 変更前の小売業者の住所

千代田区神田小川町二丁目三番十

九 変更後の小売業者の住所

三号M&Cビル二階A室(北海道フードフロンティア株式会社)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

ミツチエル・ウェイン・スレープ(合同会社西友)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

北海道札幌市中央区大通東一丁目

十二 変更後の小売業者の代表者名

二番地北海道電力株式会社内(北海道フードフロンティア株式会社)ほか

<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー (合同会社西友) ほか</p>	<p>十二 変更日 令和元年九月一日ほか</p>	<p>十三 届出日 令和二年一月十六日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間 令和二年三月二日から同年七月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 アトレ上野</p>	<p>二 店舗所在地 台東区上野七丁目一番一号</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p>	<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 川辺株式会社ほか一名</p>	<p>六 変更前の小売業者の代表者名 吉田 久和(川辺株式会社) ほか</p>	<p>七 変更後の小売業者の代表者名 岡野 将之(川辺株式会社) ほか</p>	<p>八 変更日 令和元年六月二十七日ほか</p>	<p>十二 縦覧時間 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 J R 東急目黒ビル</p>	<p>二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p>	<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか一名</p>	<p>六 変更前の小売業者の住所 豊島区東池袋三丁目一番一号(株式会社ファミリーマート)</p>	<p>七 変更後の小売業者の住所 港区芝浦三丁目一番二十一号(株式会社ファミリーマート)</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 井上 俊二(株式会社ダロワイヨ ジャポン)</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 山田 憲典(株式会社ダロワイヨ ジャポン)</p>	<p>十 変更日 令和元年九月一日ほか</p>	<p>十一 届出日 令和二年一月二十四日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和二年三月二日から同年七月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 アトレ目黒1</p>	<p>二 店舗所在地 品川区上大崎二丁目十六番九号ほか</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p>	<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ユーハイムほか四名</p>	<p>六 変更前の小売業者の住所 港区南青山六丁目七番十四号チガ1南青山四階(株式会社アカクラ) ほか</p>	<p>七 変更後の小売業者の住所 渋谷区恵比寿南三丁目二番十三号一階(株式会社アカクラ) ほか</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 河本 武(株式会社ユーハイム) ほか</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 河本 英雄(株式会社ユーハイム) ほか</p>	<p>十 変更日 令和元年八月十三日ほか</p>	<p>十一 届出日 令和二年一月二十四日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和二年三月二日から同年七月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>															

令和二年度技能検定期前実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、令和二年度技能検定期前実施について、次のとおり公告する。

令和二年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和二年七月十二日（日曜日）に学科試験を行う三級職種については同年六月八日（月曜日）から同年八月九日（日曜日）まで、その他の職種については同年六月八日（月曜日）から同年九月十三日（日曜日）までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和二年七月十二日（日曜日）に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装

飾

令和二年八月二十三日（日曜日）に実施する職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造（光学ガラス研磨に係るものに限る。）、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、築炉、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（木工塗装、建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、

三級

金属熱処理

単一等級

産業洗浄（高圧洗浄に係るものに限る。）、

令和二年八月三十日（日曜日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、貴金属装身具製作及び商品装飾展示

令和二年九月二日（水曜日）に実施する職種

一級及び二級

写真

令和二年九月六日（日曜日）に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、鉄道車両製造・整備（内部装、配管装及び電気装に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、ウエルポイント施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

溶射（防食溶射に係るものに限る。）、枠組壁建築及び路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事に係るものに限る。）、

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和二年六月一日（月曜日）に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 受付期間

令和二年四月六日(月曜日)から同月十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円  
及び 申請者  
三級 以上の 申請者

二級 全ての 申請者 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、九千二百円)

三級 在校生 一万二千円(三十五歳未満の者が受検する場合には、三千円)

在校生 一万八千二百円(三十

以外 五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)

学科試験 各級 全ての 申請者 三千円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあっては、次に掲げる額とする。  
試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和二年七月十二日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年八月二十八日(金曜日)に、その他の職種については同年十月二日(金曜日)に、東京都庁第二本庁舎一階掲示スペースに掲示する。

また、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット (<https://www.hatarakumetro.tokyo.jp/>) に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者に

は厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二二)二三三三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について、次のとおり公告する。  
令和二年三月二日

一 職種 東京都知事 小 池 百合子

(一) 随時二級

工場板金、ダイカスト(ホットチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工(石張りに係るものに限る。)、建築大工、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。)、及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)



るものに限る。)

(二) 随時三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、石材

(三) 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、石材

施工(石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム

・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエールポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

注 随時三級の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 実施等級等

技能検定は、前記の職種について随時二級、随時三級及び基礎級に区分し、学科試験及び実技試験によって行う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日

令和二年四月一日(水曜日)から令和三年三月三十一日(水曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者宛て送付する。ただし、判断等試験(旧・要素試験)及び計画立案等作業試験(旧・ペーパーテスト)に係るものを除く。

四 受検申請の手続

(一) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)及び身分証明書の写し

(二) 受付期間

随時受け付ける。ただし、東京都職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けない。

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書は、東京都職業能力開発協会に配布する。  
イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。  
実技試験 各級 各職種 一万八千二百円  
学科試験 各級 各職種 三千円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。  
試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。実技試験又は学科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手数料の納付を要しない。  
また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、東京都知事名の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番

三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二一一)二三五四

二三五四

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

